

暴風警報発令時の心得

(『学校生活のしおり』『生徒手帳』より抜粋)

(一次細分「愛知県西部」 又は 二次細分「尾張東部」 に位置する本校を基準とする)

1 午前6時までに暴風警報解除の場合

→平常授業

2 午前10時までに暴風警報解除の場合

→5限以降の授業を実施

ただし、交通機関が不通の場合、また登校が危険であると判断される場合は、学校まで届け出る

3 午前10時を過ぎても暴風警報が解除されていない場合

→休校

4 始業後に暴風警報が発令された場合

→状況に応じ、授業の継続もしくは下校などの処置を実施

5 大雨・大雪警報等が発令された場合

→原則として平常授業を実施

ただし、交通機関が不通の場合、また登校が危険であると判断される場合は、学校まで届け出る